特　3	労災保険法施行規則	第46条の17第３号の事業	1000分の45
（略）			
特　7	労災保険法施行規則	第46条の17第７号の事業	1000分の48
（略）			
特　10	労災保険法施行規則	第46条の18第３号イ又はロの作業	1000分の15
特　11	労災保険法施行規則	第46条の18第３号ハの作業	1000分の６
（略）			
特　13	労災保険法施行規則	第46条の18第３号ホの作業	1000分の３
（略）			
特　17	労災保険法施行規則	第46条の18第４号の作業	1000分の３
特　18	労災保険法施行規則	第46条の18第５号の作業	1000分の５

特　3	労災保険法施行規則	第46条の17第３号の事業	1000分の46
（略）			
特　7	労災保険法施行規則	第46条の17第７号の事業	1000分の49
（略）			
特　10	労災保険法施行規則	第46条の18第３号イ又はロの作業	1000分の16
特　11	労災保険法施行規則	第46条の18第３号ハの作業	1000分の７
（略）			
特　13	労災保険法施行規則	第46条の18第３号ホの作業	1000分の４
（略）			
特　17	労災保険法施行規則	第46条の18第４号の作業	1000分の４
特　18	労災保険法施行規則	第46条の18第５号の作業	1000分の６

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成三十年四月一日から施行する。

（第一条の規定の施行に伴う経過措置）

第二条　平成三十年三月以前の月に係る労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）による介護補償給付及び介護給付の額については、なお従前の例による。

第三条　この省令による改正後の労働者災害補償保険法施行規則第四十六条の十八第五号の規定は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に発生した負傷、疾病、障害又は死亡に起因する労働者災害補償保険法第七条第一項第一号の業務災害及び同項第二号の通勤災害に関する保険給付について適用するものとし、施行日前に発生した負傷、疾病、障害又は死亡に起因する同項第一号の業務災害及び同項第二号の通勤災害に関する保険給付については、なお従前の例による。

（第二条の規定の施行に伴う経過措置）

第四条　平成三十年三月以前の月に係る労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律（平成七年法律第三十五号）附則第八条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第七条の規定による改正前の炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法（昭和四十二年法律第九十二号）による介護料の金額については、なお従前の例による。

（第三条の規定の施行に伴う経過措置）

第五条　この省令による改正後の労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則（以下「新規則」という。）第十六条第一項及び別表第一に規定する労災保険率は、施行日以後に使用する全ての労働者に係る賃金総額に乗ずべき一般保険料率（次条に規定する特定有期事業についての一般保険料率を除く。以下この条において同じ。）の基礎となる労災保険率及び施行日以後の期間に係る労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第二十一条第一項に規定する額の総額に乗ずべき第一種特別加入保険料率（次条に規定する特定有期事業についての第一種特別加入保険料率を除く。以下この条において同じ。）の基礎となる労災保険率について適用し、施行日前に使用する全ての労働者に係る賃金総額に乗ずべき一般保険料率の基礎となる労災保険率及び施行日前の期間に係る規則第二十一条第一項に規定する額の総額に乗ずべき第一種特別加入保険料率の基礎となる労災保険率については、なお従前の例による。

第六条　施行日前に労働者災害補償保険に係る保険関係が成立している事業であって事業の期間が予定されているもの（次条において「特定有期事業」という。）に係る労災保険率（第一種特別加入保険料率の基礎となる場合を含む。）については、新規則第十六条第一項及び別表第一の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第七条　特定有期事業についての規則第十三条第一項に規定する請負金額に乗ずべき率は、新規則別表第二の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第八条　新規則別表第五の規定による第二種特別加入保険料率は、施行日以後の期間に係る規則第二十二条に規定する額の総額に乗ずべき第二種特別加入保険料率として適用し、施行日前の期間に係る同条に規定する額の総額に乗ずべき第二種特別加入保険料率については、なお従前の例による。